

告知板

馬場繁夫氏が議会選出の監査委員に就任

3月11日付けで市議会選出の監査委員に馬場繁夫氏が決まりました。なお、代表監査委員は山下護氏が就任しています。

「問合せ先」 監査委員事務局
福祉事業団本部が移転

「移転先」 旭が丘2の42市立つばさ内「問合せ先」 日野市福祉事業団本部 (☎589・1818 ☎582・3302)

「万願寺地区地区計画(福祉施設地区) 変更の縦覧及び説明会の開催

「縦覧期間」 4月25日(金)～5月16日(金)午前8時30分～午後5時15分※土曜・日曜日、祝日を除く

「縦覧場所」 市役所3階都市計画課「説明会」 4月25日(金)午後7時から市役所1階101会議室

「縦覧区域」 万願寺1～6丁目、石田1～2丁目、大字新井、大字石田及び高幡各地内「縦覧内容」 日野都市計画地区計画万願寺地区地区計画の変更「問合せ先」 都市計画課

市民生活

子ども会育成補助金を交付

「申請方法」 4月24日(木)までに所定の申請用紙に必要事項を記入し、市役所2階子育て課へ※昨年度の実績報告書を添付。今年度から補助を申請する団体は5月8日(木)まで受け付け

春の即売会

花と野菜の即売会

「日時」 4月26日(土)午前9時から※雨天実施「会場」 JA東京みなみ日野支店

野菜苗の即売会

「日時」 4月27日(日)午前8時～午後2時※小雨実施。荒天の場合は29日(祝)に延期「会場」 JA東京みなみ七生支店※どちらの会場も売切れ次第終了「問合せ先」 JA東京みなみ日野支店(☎583・5670)、同七生支店(☎591・2012)、市産業振興課

「都道町田日野線が開通」 交通開放に先立ち、開通記念式典を行います。

「開通日時」 4月26日(土)午後3時「交通開放区間」 程久保3丁目～八王子市東中野「開通記念式典」 午前10時から明星大学新正門前付近「問合せ先」 東京都南多摩西部建設事務所(☎042・643・2646)、市都市計画課

「剪定枝の拠点収集(5月)」

Table with 3 columns: Date, Location, and Activity. Includes entries for 1日(休) through 21日(休) with various park and community center locations.

「問合せ先」 ごみゼロ推進課(☎581・0444)

届きましたか浄化槽清掃経費軽減証

一般家庭を対象に、その清掃経費の一部を補助しています。市に登録されている方には、3月末に「平成20年度浄化槽清掃経費軽減証」を送付しました。未申請の方や「軽減証」が届いていない方はご連絡ください。平成18年6月1日以前に下水道が供用開始された区域の方にはこの軽減措置は適用されません。

「許可業者」 (株)日野衛生公社(☎581・3177)「問合せ先」 ごみゼロ推進課(☎581・0444)

市役所本庁舎消防訓練を実施

「訓練日時」 4月24日(木)午前9時から1時間程度※市の業務は通常通り行います「訓練内容」 避難訓練、消火訓練、放水訓練

「問合せ先」 財産管理課

「国保温泉センター割引利用券を配布」

希望する方は保険証を持参し、市役所2階保険年金課、七生支所、豊田駅連絡所でお受け取りください。

「対象施設・実施期間」 檜原温泉センター「数馬の湯」、奥多摩温泉「もえぎの湯」、秋川渓谷「瀬音の湯」※費用、休館日等詳細は、直接問い合わせを「対象」 国民年金保険加入者「定員」 先着800人(1人1枚。1枚で3人まで利用可)「問合せ先」 保険年金課給付係

福祉

国民健康保険税の仕組みが変わります

今年4月に始まった後期高齢者(長寿)医療制度に関連して、国民健康保険税の仕組みも変更になります。4月からは、今までの「医療保険分」と「介護保険分」に新設の「後期高齢者支援金分」を加えた3区分で計算した保健税額を納付いただくこととなります。なお、「医療保険分」と「後期高齢者支援金分」を合わせた税率等は、19年度の医療保険分の税率等と同じになります。

また、65歳以上の被保険者である世帯主が、年間18万円以上の公的年金の支払いを受けている場合に、国民健康保険税を年金から特別徴収(天引き)する制度が10月から始まります。「問合せ先」 保険年金課係

高齢者理容・美容券の申請を「対象者」 次のすべてに該当する方①4月1日現在で日野市に住民票があるまたは外国人登録している70歳以上の方②平成19年度介護保険料段階が1か2または3(世帯全員が住民税非課税)の方※該当していても最初に申請が必要。介護保険料段階については、電話での問い合わせにはお答えできません。平成19年度介護保険料決定通知書等でご確認ください「問合せ先」 高齢福祉課係

ひとり親家庭等と障害児の養育者に手当を支給

母子・父子家庭等、障害のあるお子さんを養育している方に各種手当を支給されます(下表参照)。まだ申請されていない方は早めに申請してください。詳細はお問い合わせください。

「問合せ先」 子育て課

高齢者向け指定保養施設利用の助成

「対象者」 次のすべてに該当する方①70歳以上の方②市内に住民票があるまたは外国人登録している方※また①②に該当する方で介護保険の要介護1から5の認定を受けている方に同行する介護者(1人のみ)も助成を受けられます「助成額」 宿泊は1泊3千円(年度内2泊まで)。日帰り

は1回500円(年度内5回まで)「手続き」 必ず利用前に住所を確認出来るもの(健康保険証等)を持参し、高齢福祉課へ※宿泊の場合は、申請前に利用する施設の予約をして高齢福祉課へ「義務教育の教育費の一部を援助」 学用品費・給食費・修学旅行費などの一部を援助します。前年に引き続き援助を希望する方も申請書を提出してください。「対象」 市内に在住の小・中学校の児童・生徒を養育し、次のいずれかにあてはまる家庭①生活保護受給中または昨年度以降生活保護の停止・廃止を受けた②昨年度、市都民税が非課税③児童扶養手当受給中④経済的理由で子どもの教育費に困っている※所得制限あり。詳細は問い合わせください。

●各種手当の内容

Table with 3 columns: 対象 (Target), 支給額 (Benefit Amount), and 対象 (Target). Rows include 育成手当, 児童扶養手当, and 障害手当.

「手続き」 必ず利用前に住所を確認出来るもの(健康保険証等)を持参し、高齢福祉課へ※宿泊の場合は、申請前に利用する施設の予約をして高齢福祉課へ

「義務教育の教育費の一部を援助」 学用品費・給食費・修学旅行費などの一部を援助します。前年に引き続き援助を希望する方も申請書を提出してください。

「対象」 市内に在住の小・中学校の児童・生徒を養育し、次のいずれかにあてはまる家庭①生活保護受給中または昨年度以降生活保護の停止・廃止を受けた②昨年度、市都民税が非課税③児童扶養手当受給中④経済的理由で子どもの教育費に困っている※所得制限あり。詳細は問い合わせください。

「子ども医療助成制度」 中学校卒業前までのお子さんを養育する保護者の方は申請してください。ただし、小・中学生の助成は児童手当と同様の所得制限があります。

「必要書類」 平成19年度課税証明書、申請者とお子さんの保険証のコピー※印鑑持参

「多子世帯児童養育手当」 18歳未満のお子さんを4人以上養育し、かつ4人目以降のお子さんが中学生以下の保護者の方は多子手当を受給出来る場合があります。詳細はお問い合わせください。

「問合せ先」 子育て課

「対象となる方」 国民健康保険加入者で出産育児一時金の支給が見込まれ、出産予定日まで1カ月以内または妊娠4カ月以上で出産に要する費用を医療機関等から請求されている方「方法」 ①「出産育児一時金申請書(受取代理用)」に医療機関等の同意を得たうえ、出産予定日のわかるもの(母子手帳等)、医

合わせを「申請方法」 4月23日(木)までに申請書類(市内の小・中学校、市役所5階教育部庶務課で配布)に必要な事項を記入し、教育部庶務課へ※非課税証明書等を添付。指定日以降に申請した方は、申請の翌月からの援助になります。

「日野市に転入の方へ」 手当・助成の申請を

「児童手当」 転入前の市区町村で児童手当を受給していた方は申請を。

「必要書類」 平成19年度課税証明書、申請者の健康保険証のコピー、申請者名義の預金通帳※印鑑持参

「子ども医療助成制度」 中学校卒業前までのお子さんを養育する保護者の方は申請してください。ただし、小・中学生の助成は児童手当と同様の所得制限があります。

「必要書類」 平成19年度課税証明書、申請者とお子さんの保険証のコピー※印鑑持参

「多子世帯児童養育手当」 18歳未満のお子さんを4人以上養育し、かつ4人目以降のお子さんが中学生以下の保護者の方は多子手当を受給出来る場合があります。詳細はお問い合わせください。

(広告)

八百善懐石料理研究会 ~家庭料理の会、日野スタジオ~ 宮尾登美子先生原作、「菊亭八百善のひとびと」の割烹家八百善の十代目主人、栗山善四郎が四季折々の日本料理を直接指導致します。☆体験教室受講生募集 5月7日(水) 5月11日(日) AM11:00~ 各クラス15名様 体験受講料6,000円 お出しの取り方から始まります。遅れないようにお越し下さい。男性も歓迎します。教室内容詳細 http://www.yaozen.jp TEL 042-519-3492

「問合せ先」 保険年金課給付係
福祉オンブズパーソンの苦情相談日
「日時」 5月9日(金)・16日(金)・23日(金)・29日(木)午前9時～正午 ※29日は午後2時～5時。相談希望の方は、事前に連絡を「会場」 市役所2階福祉オンブズパーソンの室が「問合せ先」生活福祉課福祉オンブズパーソンの担当